

所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）交付要領

（趣旨）

- 第1条 この要領は、プラスチックごみの排出を抑制するため、所沢市マイ容器ウェルカム店及びとことこマイボトルスポットが、食品をマイ容器やマイボトルでテイクアウトした客に対して割引を行った場合、その割引額を予算の範囲内において補助することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 所沢市マイ容器ウェルカム店 所沢市マイ容器ウェルカム店実施要領（令和5年4月1日施行）の規定による登録を受けた店舗をいう。
 - (2) とことこマイボトルスポット とことこマイボトルスポット実施要領（令和5年4月1日施行）の規定による登録を受けた店舗をいう。
 - (3) マイ容器 食品（飲料品を除く。以下同じ。）を入れるために客が持参する容器で、繰り返し利用可能なものをいう。
 - (4) マイボトル 飲料品を入れるために客が持参する容器で、繰り返し利用可能なものをいう。

（補助対象者）

- 第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、所沢市マイ容器ウェルカム店又はとことこマイボトルスポットを営む者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 市内の店舗で次条に規定する補助対象事業を実施していること。
 - (2) 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあっては、その許認可等を取得していること。
2 次に掲げる事業者は、補助対象者としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員に係るもの
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続開始の申立てがなされているもの
 - (3) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納があるもの
 - (4) 宗教活動又は政治活動を目的としているもの

(5) 令和5年度に国、県又は市から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの取組を実施する事業とする。

- (1) 所沢市マイ容器ウェルカム店が食料品をマイ容器でテイクアウトした客に対して令和5年5月1日から令和6年2月28日までの期間に割引を行う取組
- (2) とことこマイボトルスポットが飲料品をマイボトルでテイクアウトした客に対して令和5年5月1日から令和6年2月28日までの期間に割引を行う取組

(補助金対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に規定する取組として、市が認めた割引額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を1商品当たりの補助の限度額とし、1店舗当たり5万円を限度とする。なお、通常の商品販売価格とは、マイ容器やマイボトルでテイクアウトしない場合の販売価格のことをいい、マイ容器やマイボトル以外でのテイクアウトができない商品においては、次条の申請を行う日における販売価格のことをいう。

- (1) 第4条第1号に規定する取組 100円以内かつ通常の商品販売価格の10分の2以内
- (2) 第4条第2号に規定する取組 50円以内かつ通常の商品販売価格の10分の2以内

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、事前に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金（マイ容器等使用促進分）交付通知書（様式第2号）により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

(申請事項の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業等の申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金(マイ容器等使用促進分)(変更・中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金(マイ容器等使用促進分)交付通知書(様式第2号)により補助事業者に通知する。

(実績報告及び交付請求)

第10条 補助事業者は、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金(マイ容器等使用促進分)実績報告書兼交付請求書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に実績報告及び交付請求しなければならない。

(1) 5月から9月までに実施した補助対象事業の実績報告及び交付請求 10月20日

(2) 10月から2月までに実施した補助対象事業の実績報告及び交付請求 3月19日

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、所沢市非プラスチック製容器等使用促進補助金(マイ容器等使用促進分)交付額確定通知書(様式第5号)により通知するとともに指定のあった口座に補助金を振り込むものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要領の失効の際、現に補助金の交付を受けている者については、この要領の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。